

群星 【むりぶし】 Muribushi

特集 総務部・開発建設部
沖縄総合事務局の
防災への主な取組

11月★12月号
2008年

隔月発行
November
★
December

特集 経済産業部・農林水産部
農商工等連携事業促進法に
基づく事業計画第1号認定





表紙写真

タナドウイ
【種子取祭】
(竹富島)

●
竹富島は、石垣港から船で約 10 分、周囲 9.2Km、面積 5.42km²、人口 327 人、世帯数 172 世帯(H20.9 末住基台帳)の沖縄県では唯一、国の『町並み保存地区』に選定されている島です。赤瓦屋根の民家と珊瑚石灰岩の石垣、色鮮やかなブーゲンビリアやハイビスカスの香り漂う沖縄伝統的な町並みは、『新おきなわの観光名所 100 選』や『日本のかおり 100 選』に認定されており、南国特有ののどかなたたずまいは、八重山観光のメッカとして脚光を浴びています。

その竹富島で、国の「重要無形民俗文化財」の指定を受け、約 600 年の伝統があると言われている『種子取祭(タナドウイ)』が旧暦 9 月の庚寅、辛卯の 2 日間(今年は 10 月 17 日~18 日)行われ、80 点余りの伝統芸能が神々に奉納されました。

この島には「かしくさや うつぐみどまさる」(一致協力することが何よりも大切である。)という言葉があり、島人の考え方の基本となっています。種子取祭には島を離れた人々も里帰りして祭りに参加し、大勢の人で島は祭り一色で賑わいを見せました。

沖縄の
伝統的工芸品 #10
宮古上布 みやこじょうふ



産地組合：
宮古織物事業協同組合
(昭和 50 年 2 月 17 日伝産指定)
伝統的工芸品とは
伝統的技術又は技法によって製造された工芸品で
経済産業大臣が指定したものをいいます。沖縄では 13 品目が指定されています。
<http://www.miyako-net.ne.jp/m-joofu/index.html>

群星 【むりぶし】 Muribushi CONTENTS

	01	就任のご挨拶	内閣府特命担当大臣 佐藤 勉
	02	プロフィール	内閣府特命担当大臣 佐藤 勉 内閣府副大臣 宮澤 洋一 内閣府大臣政務官 松浪 健太
	03	地域の目「沖縄開国への道」	シンバホールディングス株式会社 代表取締役社長 安里繁信
特集	04	総務部・開発建設部 沖縄総合事務局の防災への主な取組	
仕事の窓	06	経済産業部・農林水産部 農商工等連携事業促進法に基づく事業計画第 1 号認定	
局の動き	08	仕事の窓 財務部 第 18 回法人企業景気予測調査(平成 20 年 7 ~ 9 月調査)沖縄管内分	
仕事の窓	10	仕事の窓 経済産業部 うるま市企業立地促進基本計画を経済産業大臣が同意(県内第一号)!	
仕事の窓	11	仕事の窓 経済産業部 『2008 年版通商白書』及び『2008 年版不公正貿易報告書』説明会を開催	
仕事の窓	12	仕事の窓 経済産業部 消費者の安全を守るために	
仕事の窓	13	仕事の窓 開発建設部 裁判員制度に向けた施設整備	
仕事の窓	14	仕事の窓 運輸部 「西原町乗合タクシー・バス運行実証実験」実施中!	
局の動き	15	総務部 消費者が良い商品・サービスを安心して選べる環境を守るために取組 経済産業部 「NSPA 2008 OKINAWA 国際的なスパに関する会議と展示会」開催 経済産業部 うるま市「新エネルギー等導入促進セミナー及び現地研修会」を開催 運輸部 沖縄県で初めて「沖縄 EST 創発セミナー」を開催しました 財務部 金融庁業務説明会開催 農林水産部 「お米の日にちなんだパネル展」を開催 運輸部 平成 20 年度船員労働安全衛生月間の実施	
局の動き	18	なかゆくい *シリーズ ~こだわり農産物のお話~	
局の動き	20	内閣府だより「沖縄 IT 津梁パーク」の整備始まる	
局の動き	21	お知らせ	

宮古上布は、1583 年に宮古の稻石という女性が、台風に遭遇し沈没寸前であった進貢船を救った功績から夫の真栄を間切頭主に任命した時の琉球国王尚永王に対して、感謝の気持ちを込めて「細綾錦上布」(ほそあやさびじょうふ)を献上したのが始まりと伝えられています。

上布とは、麻を原料に手で紡いだ糸で織った織物のことです。宮古上布は多年生低木である苧麻(ちよま)の茎から取り出した纖維を 1 本 1 本手で紡いで作られた非常に細い糸から製織されます。

宮古上布の製織は非常に忍耐のいる作業であり、1 反織りあげるのに熟練した織子でも 4 ヶ月ほどかかります。琉球藍で染められた深い紺、伝統的な十字縫の柄が特徴で、通気性が良く、丈夫であり、また、軽くて退色しにくいこと等から夏物着尺を代表する高級紺上布として珍重されています。

宮古島内で苧麻の栽培から糸積み、染め、製織等の全工程を手作業で一貫して行っていること等から、昭和 53 年には国指定重要無形文化財として指定されました。



率直な意見交換を行うことができました。

また、国立沖縄戦没者墓苑



内閣府特命担当大臣

佐藤 勉

等の参拝を通じ、先の沖縄戦における県民の皆様の筆舌に尽くし難い苦難とともに、平和の尊さへの思いを新たにしました。

普天間飛行場の視察では、

このたび、麻生内閣において沖縄を担当する内閣府特命担当大臣に就任いたしました。

大臣就任後、まずは現地に赴き、地元の方々と意見交換させていただくことが必要と考え、就任早々の10月4日、沖縄を訪れました。

大臣就任後、まずは現地に赴き、地元の方々と意見交換させていただくことが必要と考え、就任早々の10月4日、沖縄を訪れました。

今回の訪問では、仲井眞知事を始め各界の関係者とお会いし、就任の御挨拶とともに、沖縄をめぐる諸課題について

Greeting

就任のご挨拶

技術の振興、人材育成や雇用の安定などに積極的に取り組みたいと思います。

また、基地負担の軽減につ

いては、在日米軍施設・区域の集中による県民の皆様の御負担が少しでも軽減されるよう、地元の方々の声をしっかりと伺い、関係機関に伝え、必要な調整を行うなど、政府と沖縄との橋渡し役を務めてまいりたいと思います。

地域の実態の一端を知ることができました。沖縄のために何ができるかということをしっかりと考へ、沖縄担当大臣として、地元の立場に立つて、今後の沖縄の更なる振興に全力で取り組んでまいります。



「平和の火」前の大臣（平和祈念公園）

プロフィール

Profile

内閣府特命担当大臣に

佐藤 勉

氏が就任

内閣府副大臣に

宮澤 洋一

氏が就任

内閣府大臣政務官に

松浪 健太

氏が就任



平成20年9月24日付けで、沖縄及び北方対策を担当する内閣府特命担当大臣に、佐藤勉氏が就任しました。

■プロフィール

平成8年衆議院議員選挙で初当選。平成13年厚生労働大臣政務官、平成18年衆議院議員総務委員会委員長、平成19年総務副大臣を歴任。平成20年麻生内閣において、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に就任。

栃木4区選出



平成20年9月29日付けで、沖縄及び北方対策を担当する内閣府副大臣に、宮澤洋一氏が就任しました。

■プロフィール

平成12年衆議院議員選挙で初当選。同年衆議院青少年特別委員会、外務委員会、厚生労働委員会、文部科学委員会等の各委員会理事、平成17年衆議院議院運営委員会理事、厚生労働委員会理事を歴任。平成20年福田改造成内閣において、内閣府副大臣に就任、麻生内閣において再任。

広島7区選出



平成20年9月29日付けで、沖縄及び北方対策を担当する内閣府大臣政務官に、松浪健太氏が就任しました。

■プロフィール

平成15年衆議院議員補欠選挙で初当選。衆議院厚生労働委員会委員、環境委員会理事、法務委員会理事等を歴任。平成19年安倍内閣で厚生労働大臣政務官に就任、福田内閣で再任。平成20年福田改造成内閣において、内閣府大臣政務官に就任、麻生内閣において再任。

大阪10区選出

時代の歴史的な権利闘争時の課題からは解放され、今や別の次元において、つまり政治・経済・社会的な要求を続けている。ひとは、常に現状から脱却し更に向上したいという欲求を持つものだから、当然といえば当然だ。ただ、復帰直後から連綿と受け継がれてきた他力本願的な「待ち」の姿勢の発展神話は、これからは通用しない。期限が三年余に迫る今、もう一度沖縄振興計画を見つめ直し、その後に向けた取り組みの必要性についてこの場をもつて考えてみたい。この計画の目標は、「沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに……」とある。私はこの「自立的発展」こそが「沖縄開国」に向けたキーワードだと考えている。

復帰以来、三次三千年間に及ぶ沖縄振興開発計画の終了を受け、次の一十年計画として始まつた「沖縄振興計画」。国家の、その威信をかけた取り組みともいうべき一大プロジェクトが、2011年度をもつて終わりを告げる。私はこの年を「沖縄開国」の分岐点として位置付け、あらゆる局面でその意義について問いかけてきた。確かに沖縄は、各種開発事業のおかげで復帰後劇的な変化を遂げた。日本本土からかけ離れた島嶼県という立地条件にありながら、驚くほどあらゆるインフラが整備され、今や沖縄県民は日本という国家に守られながら、日本人としてその利益や権利、そして自由を享受・謳歌している。在日米軍施設は依然として存在するものの、人々はかつて沖縄が米国の占領下に置かれていた

シンバホールディングス株式会社
代表取締役社長 安里繁信



時代の歴史的な権利闘争時の課題からは解放され、今や別の次元において、つまり政治・経済・社会的な要求を続けている。ひとは、常に現状から脱却し更に向上したいという欲求を持つものだから、当然といえば当然だ。ただ、復帰直後から連綿と受け継がれてきた他力本願的な「待ち」の姿勢の発展神話は、これからは通用しない。期限が三年余に迫る今、もう一度沖縄振興計画を見つめ直し、その後に向けた取り組みの必要性についてこの場をもつて考えてみたい。この計画の目標は、「沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに……」とある。私はこの「自立的発展」こそが「沖縄開国」に向けたキーワードだと考えている。

復帰以来、三次三千年間に及ぶ沖縄振興開発計画の終了を受け、次の一十年計画として始まつた「沖縄振興計画」。国家の、その威信をかけた取り組みともいうべき一大プロジェクトが、2011年度をもつて終わりを告げる。私はこの年を「沖縄開国」の分岐点として位置付け、あらゆる局面でその意義について問いかけてきた。確かに沖縄は、各種開発事業のおかげで復帰後劇的な変化を遂げた。日本本土からかけ離れた島嶼県という立地条件にありながら、驚くほどあらゆるインフラが整備され、今や沖縄県民は日本という国家に守られながら、日本人としてその利益や権利、そして自由を享受・謳歌している。在日米軍施設は依然として存在するものの、人々はかつて沖縄が米国の占領下に置かれていた

時代の歴史的な権利闘争時の課題からは解放され、今や別の次元において、つまり政治・経済・社会的な要求を続けている。ひとは、常に現状から脱却し更に向上したいという欲求を持つものだから、当然といえば当然だ。ただ、復帰直後から連綿と受け継がれてきた他力本願的な「待ち」の姿勢の発展神話は、これからは通用しない。期限が三年余に迫る今、もう一度沖縄振興計画を見つめ直し、その後に向けた取り組みの必要性についてこの場をもつて考えてみたい。この計画の目標は、「沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに……」とある。私はこの「自立的発展」こそが「沖縄開国」に向けたキーワードだと考えている。

復帰以来、三次三千年間に及ぶ沖縄振興開発計画の終了を受け、次の一十年計画として始まつた「沖縄振興計画」。国家の、その威信をかけた取り組みともいうべき一大プロジェクトが、2011年度をもつて終わりを告げる。私はこの年を「沖縄開国」の分岐点として位置付け、あらゆる局面でその意義について問いかけてきた。確かに沖縄は、各種開発事業のおかげで復帰後劇的な変化を遂げた。日本本土からかけ離れた島嶼県という立地条件にありながら、驚くほどあらゆるインフラが整備され、今や沖縄県民は日本という国家に守られながら、日本人としてその利益や権利、そして自由を享受・謳歌している。在日米軍施設は依然として存在するものの、人々はかつて沖縄が米国の占領下に置かれていた

時代の歴史的な権利闘争時の課題からは解放され、今や別の次元において、つまり政治・経済・社会的な要求を続けている。ひとは、常に現状から脱却し更に向上したいという欲求を持つものだから、当然といえば当然だ。ただ、復帰直後から連綿と受け継がれてきた他力本願的な「待ち」の姿勢の発展神話は、これからは通用しない。期限が三年余に迫る今、もう一度沖縄振興計画を見つめ直し、その後に向けた取り組みの必要性についてこの場をもつて考えてみたい。この計画の目標は、「沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに……」とある。私はこの「自立的発展」こそが「沖縄開国」に向けたキーワードだと考えている。

Series 14 地域の目

「沖縄開国への道」



業も活況の様相を呈している。また政府が観光庁を発足するなど、追い風的な時勢もあり、一見すると、沖縄が経済的に発展をし続けていきそは、四十年近くに及ぶ振興計画の賜物といえるかも知れない。しかし、沖縄の地方益という観点で見た時、果たしてそうだろうか、という疑問が頭をもたげてくる。「道州制」の導入という地方行政の変革の可能性に加え、近い将来の経済構造の変革、つまり保護政策が取り扱われ、既得権が通用しない、競争原理社会が到来するということは、誰がどう抵抗しようが、確実なのだ。これまでの沖縄経済は、戦後の「早い者勝ち」や復帰後は「特別措置」の名の下に、保護政策に守られた一部の既得権益者が、その含みを十分活用し成長・発展してきた。そこに純粋な意味での競争原理は存在せず、本土と比較すると相対的には「弱者」である既得権益者は、あらゆる業種業態に存在し、その都度保護政策や（外部者が入れない）各種規制の延長などを陳情し続け、何とか生き延びてきた。もう、そうはならない時代が到来する現状、果たして地方政府・経済界の態勢はどうだろうか。このままでは、2011年以降、

沖縄を愛し、この地に住まう普通の人方が地方自治や経済活動の中心で関わる道は狭くなるばかりだ。競争力をつけること、それはまさしく「自立」によってのみ実現する。自己責任において、決めたことを実行すること。「人材育成」。この先何をしたらいのだろう」といった、政治・経済含めあらゆる局面で生じる問題に対し、人材育成に基づくアイディア・価値の「創造」を自立的に提案しかつ実行していくことこそ、「成長」があるのだと信じている。これら自立的アクションを通じ、地域益のみに固執しない、この国全体を見据えた責任ある一地方として、「道州制」問題に参画（広義において）する自覚と素地・基盤ができるのだと思う。しかし、平成の大合併として行われた市町村合併によつて生じた影の部分の検証なしに、そのまま導入ありきで議論することに疑問を感じる。国家と国民の関係が曖昧な時代だからこそ、今一度、原点に帰着する議論が必要なのではないだろうか。



特集

局の防災への主な取組 1

1 災害対策及び災害対策室の機能と主要な設備の紹介

沖縄総合事務局は災害対策基本法に基づく指定地方行政機関となつており、災害発生時には応急対策活動を行います。

気象台から災害に関する警報が

発せられ災害に対処する必要が生じた場合には、局長を本部長とする沖縄総合事務局災害対策本部が設置されます。

災害対策本部は、総務部、財務部、農林水産部、経済産業部及び運輸部を担当する次長と開発建設部を担当する次長が、副本部長として本部長を補佐し、各部の部長が本部員となり、会議の下で災害対策をとることとしています。

そして、各本部員の指揮のもとに各部担当職員がそれぞれの所管施設の防災業務を担当し、局全体として統一的な防災体制を構築しています。

また、在沖国家機関や沖縄県等の関係機関との連絡調整も図りながら、沖縄県域全体の防災業務に資するよう取り組んでいます。

このため、沖縄総合事務局の庁

舎は、防災拠点施設としての安全性を確保するとともに、災害発生時の迅速な対策が可能な施設として整備されています。

その中心的な役割を担うのが、当局2階に設置された災害対策室です。以下、主要な設備を紹介します。

大型表示装置

災害対策室には、100型1面、37型12面のディスプレイで構成された映像表示設備が整備されています。

これらの表示装置には気象情

報をはじめ、防災ヘリ、衛星通信車等からの撮影映像をリアルタイムで映し出すことができ、災害時の的確な情報収集に大きな役割を果たすことができます。

IPテレビ会議装置

前述の大型表示装置を利用して、災害対策室と道路、ダム関連の事務所を結ぶテレビ会議システムを整備しています。

現場の事務所と災害対策本部の連携がテレビ会議を通じて密接に図られることにより、迅速な災害応急対策の実施が可能となります。

このため、沖縄総合事務局の庁

2 緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）の意義と役割



災害対策室 (災害対策本部) ※正面に大型表示装置

緊急災害対策派遣隊の発足により、これまで災害発生時に地方政府等からの派遣依頼を受け、その都度組織していた体制を事前に整備し、原則として国土交通省本省で派遣指揮を行うことにより、迅速かつ広域にわたる災害対策活動を行うことが可能となりました。

緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control Force、略称 TEC FORCE）を発足しました。

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の条件から、世界でも希に見る災害多発地域となっています。また、近年は、地球温暖化等による影響により、台風の強大化や集中豪雨の頻発など自然災害が多様多発する傾向にあります。こうした活動を沖縄県域でも実施するため、沖縄総合事務局においても、開発建設部と運輸部に、沖縄総合事務局緊急災害対策派遣隊」を発足させました。

さらに、こうした自然災害が、広域または大規模になる場合に、地方公共団体等の人員と対応能力に限界が生じることも懸念されますが、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を国として円滑かつ迅速に実施することを目的として、本省及び各地方支分部局に緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control Force、略称 TEC FORCE）を発足しました。

こうした状況を受けて国土交通省は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行

ます。

このため、沖縄総合事務局の庁

沖縄総合事務

災害対策派遣隊が主体的に緊急調査を行い、関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施することとなります。



TEC-FORCEの発足式 (平成20年6月)

3. 沖縄総合事務局の防災訓練の実施状況について

大規模災害時等において、災害を軽減するためには、関係機関の間での関係情報等が迅速かつ的確に情報伝達されることが重要です。沖縄総合事務局では、本土における地方整備局の役割も担つて開発建設部が、防災業務の担当として沖縄気象台、国土地理院沖縄支所、第十一管区海上保安本部、陸上自衛隊第一混成団及び沖縄県等の関係機関と連携して防災訓練に主として取り組んできました。



9月に行われた防災訓練（地震・津波）の模様

このうち9月の地震・津波の防災訓練では、総務部は、災害対策本部の立ち上げ、入居庁舎の安全確認や関係機関及び各部との連絡調整訓練を行い、財務部は所管の国有財産のうち沖縄本島及び石垣島に所在する公務員宿舎の被災情報連絡訓練を行いました。

開発建設部では、所管するダム施設、道路施設、港湾施設、公園施設及び官庁営繕施設がそれぞれ被災したとの想定で、沖縄県や国の関係機関のほか、沖縄建設弘済会、沖縄県建設業協会、日本道路建設業協会沖縄支部及び沖縄県舗装業協会とも連携し、沖縄総合事務局防災ヘリを使ってヘリカ

が被災したとの想定で被害状況や運航（行）状況等の情報連絡訓練を実施しました。

当局の一體的な訓練はまだ始まつたばかりですが、今後回数を積み重ねることにより、各部の連携をより強化し、防災の分野においても国の総合出先機関としての特色が發揮されるよう努めます。

この映像を関係機関に送信する訓練や、衛星小型画像伝送装置による想定被災現場の状況調査及び画像配信訓練などを実施するとともに、緊急災害対策派遣隊員（TEC FORCE）の派遣訓練も実施しました。運輸部は、港に停泊中の船舶やバスター・ミナルに停車中のバス及びモノレール関連施設

今年度から新庁舎に移転して施設が充実し、地域の防災拠点としての役割も期待されることから、開発建設部以外の総務部、財務部、農林水産部、経済産業部及び運輸部を含む局全体で防災訓練に取り組むこととなりました。

訓練は、7月2日に風水害、9月25日に地震・津波を想定して実施しました。

開発建設部では、所管するダム施設、道路施設、港湾施設、公園施設及び官庁営繕施設がそれぞれ被災したとの想定で、沖縄県や国の関係機関のほか、沖縄建設弘済会、沖縄県建設業協会、日本道路建設業協会沖縄支部及び沖縄県舗装業協会とも連携し、沖縄総合事務局防災ヘリを使ってヘリカ

が被災したとの想定で被害状況や運航（行）状況等の情報連絡訓練を実施しました。

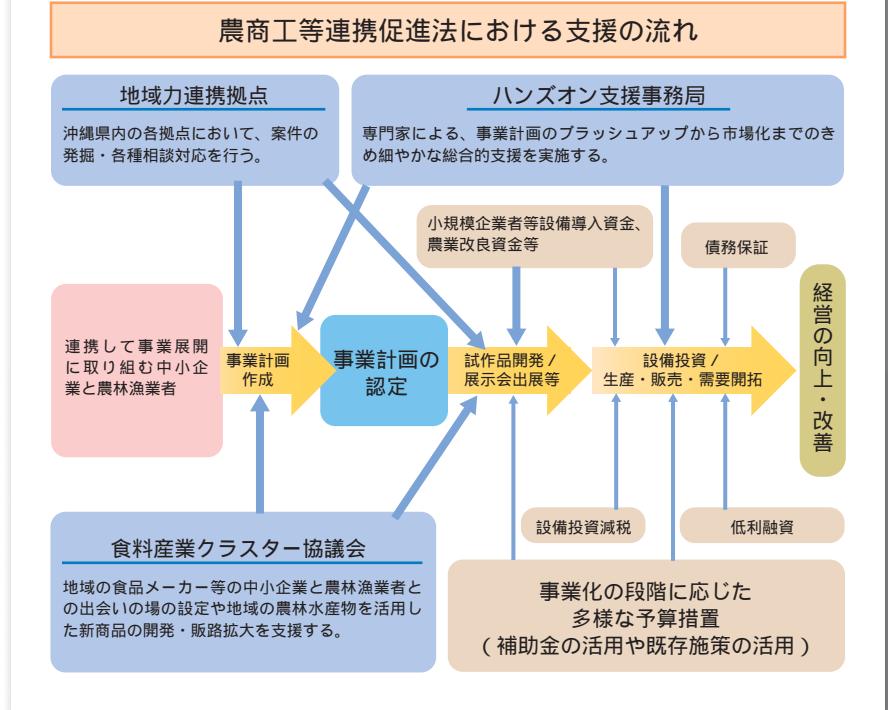
当局の一體的な訓練はまだ始まつたばかりですが、今後回数を積み重ねることにより、各部の連携をより強化し、防災の分野においても国の総合出先機関としての特色が發揮されるよう努めます。

特集

づく事業計画第1号認定

者の連携による農商工等連携事業の始動～

【参考】農商工等連携事業に係るサポート体制（実施スキーム）



1 農商工等連携事業への支援制度

平成20年7月21日に経済産業省及び農林水産省を中心に内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省との7府省連携のもと、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が施

行されました。この法律では、中小企業者と農林漁業者の連携体が実施する市場性のある新商品・新サービスの開発や販路開拓などを支援しています。具体的には、それぞれの経営資源（設備・人材・技術・ノウハウ等）を有効に活用して、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が実現する「農商工等連携事業計画」を

作成し、国の認定を受けることにより、新商品・新サービス開発やマーケティング調査等に係る経費の一部を助成する「農商工等連携課税特例等の総合的な支援を活用できます。

沖縄県内では沖縄在来種のアカバナー（ハイビスカス）、石垣牛及び新鮮魚類（みじゅん等）を活用した商品開発等をテーマとした3件の「農商工等連携事業計画」がこの法律に基づき、初めて認定されました。

農商工等連携事業の効率的・効果的な推進のため、（独）中小企業基盤整備機構沖縄事務所内に設置されたハンズオン支援事務局のマーケティング等に精通した支援マネージャー（専門家）が「支援チーム」を結成し、中小企業者及び農林漁業者の相談に応じて、新商品・新サービスの開発や市場化に至るまで総合的な支援を行つています。

2 農商工連携セミナー 及び「農商工連携88 選」認定証授与式

平成20年7月31日に農商工連携セミナー及び「農商工連携88選」認定証授与式を開催しました。農商工連携セミナーでは、中小企業者及び農林漁業者が取り組もうとしている農商工等連携事業が円滑かつ効果的に実施されることを目的に、経済産業省及び農林水産省の担当者から「農商工等連携促進法」の趣旨・概要を説明しました。また、経済産業省と農林水産省が、中小企業者と農林漁業者の連携体を構築して取り組んだ先進的な事例を、日本全国から88件を認定しており、沖縄からも2件が認定されました。農商工連携セミナーと併せて開催された「農商工連携88選」認定証授与式は、沖縄から認定された株式会社お菓子のポルシェと株式会社武蔵野免疫研究所に対して認定証の授与を行い、認定を受けた両者からその取組概要が紹介されました。なお、当団は、県内の中小企業者、農林漁業者、自治体や関係団体等から約170名の方々の参加がありました。

農商工等連携事業促進法に基 ~中小企業者と農林漁業~



「農商工連携 88 選」授与者
(株)お菓子のポルシェ 澤嶽社長、影山次長
(株)武蔵野免疫研究所 吉田社長 (左から)



制度説明に聞き入る聴衆

農商工連携の促進を沖縄の関係機関（当局農林水産部、経済産業部を含む 21 機関）が一体となって農商工連携の促進の方策、相互の連携・協力体制を検討する機関として沖縄地域農商工連携推進協議会が設置されました。

平成 20 年 9 月 4 日に第 1 回同協議会が開催され、農商工連携につ

3 沖縄地域農商工連携 推進協議会

3

いての情報共有及び意見交換等を行いました。
今後、農商工連携の促進に向け、同協議会の下に作業部会を設置し、実務者レベルでの連携も進めていくこととなります。

沖縄地域農商工連携推進協議会 構成員

沖縄総合事務局農林水産部長	永杉 伸彦 (代表)
沖縄総合事務局経済産業部長	市原 健介 (代表)
沖縄県農業協同組合中央会常務理事	金城 秀之
沖縄県農業協同組合常務理事 (加工・畜産担当)	仲間 悟
沖縄県漁業協同組合連合会統括部長	前城 純
沖縄県森林組合連合会代表理事専務	平良 喜一
沖縄県食品産業協議会副会長	長瀬 徳勝
沖縄食料産業クリエイティブ協議会副会長	座間味 亮
沖縄県商工会議所連合会常任幹事	宮城 光男
沖縄県商工会連合会事務局長	川満 光行
沖縄県中小企業団体中央会事務局長	上里 芳弘
社団法人沖縄県工業連合会常務理事	國吉 和男
財団法人沖縄県産業振興公社専務理事	高良 倉次
OKINAWA 型産業振興プロジェクト推進ネットワーク事務局長	玉城 理
(独) 中小企業基盤整備機構沖縄事務所長	村松 清孝
(独) 日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター所長	田中 邦人
沖縄振興開発金融公庫融資第 2 部長	仲宗根 悟
商工組合中央金庫那覇支店長	塙川 浩
農林中央金庫那覇支店長	藤倉 浩文
沖縄県農林水産部長	護得久 友子



協議会の様子

本件に関するお問い合わせは下記のとおり

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 田畠 TEL 098 - 866 - 1755
沖縄総合事務局農林水産部食料流通課 今泉 TEL 098 - 866 - 1673

財務部

調査の概要

【調査の目的】

本調査は、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を調査し、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、統計報告調整法に基づく承認統計調査として年4回(2、5、8、11月)実施。

【調査の時点】平成20年8月25日

【調査対象期間】

判断項目 /
 20年7～9月期及び9月末見込み
 20年10～12月期及び12月末見通し
 21年1～3月期及び3月末見通し
 計数項目 /
 20年度上期実績見込み及び20年度下期見通し

調査対象企業の範囲

沖縄県内に所在する資本金1千万円以上の法人企業

対象企業数:130社

回答企業数:122社

回収率:93.8%

(単位:社)

	対象企業数	回答企業数	回収率(%)
全産業	130	122	93.8
製造業	23	23	100.0
非製造業	107	99	92.5
建設業	30	24	80.0
情報通信業	9	9	100.0
運輸業	6	6	100.0
卸売・小売業	21	20	95.2
サービス業	25	24	96.0

景況判断

現状判断は「下降」が「上昇」を上回る



企業の景況判断BSI(原数值) (前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

	20年4～6月前回調査	20年7～9月現状判断	20年10～12月見通し	21年1～3月見通し	
全産業	23.4	2.4	9.0	6.5	8.2
製造業	12.5	8.3	4.3	33.3	39.1
食料品製造業	27.3	18.2	18.2	27.3	18.2
非製造業	26.0	5.0	10.1	0.0	1.0
建設業	56.0	12.0	37.5	4.0	4.2
情報通信業	25.0	37.5	11.1	37.5	0.0
運輸業	50.0	0.0	0.0	0.0	33.3
卸売・小売業	5.0	0.0	0.0	5.0	10.0
サービス業	15.4	11.5	0.0	19.2	0.0

(注) 色字は前回調査時の見通し

第18回 法人企業景気予測調査

(平成20年7～9月期調査)沖縄管内分

Point

平成20年7～9月期沖縄管内分の法人企業景気予測調査を実施しました。20年7～9月期の企業の景況判断BSIを20年4～6月期と比較すると、全産業で現状判断は「下降」が「上昇」を上回っています。

BSIの計算法
(Business Survey Index)

例 「景況判断」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比...40.0%

「不变」と回答した企業の構成比...25.0%

「下降」と回答した企業の構成比...30.0%

「不明」と回答した企業の構成比...5.0%

BSI=

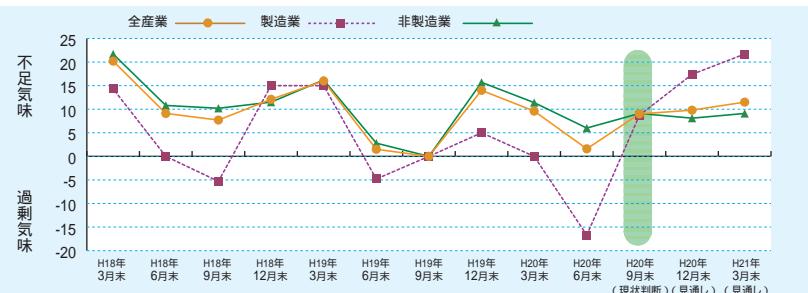
(「上昇」と回答した企業の構成比40.0%)

- (「下降」と回答した企業の構成比30.0%)

= 10.0%ポイント

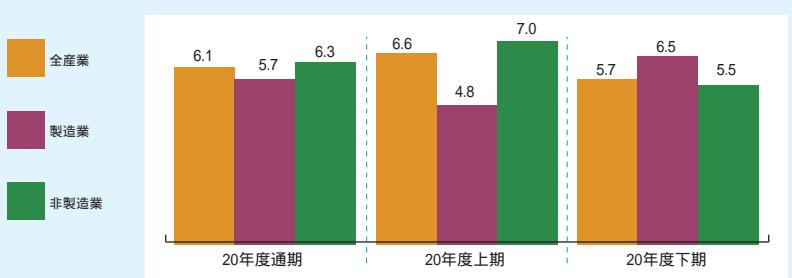
雇用

現状、先行きとも「不足気味」が「過剰気味」を上回る

従業員数判断BSX(原数值)(期末判断「不足気味」-「過剰気味」)社数構成比)
(単位:%ポイント)

	20年6月末 前回調査	20年9月末 現状判断	20年12月末 見通し	21年3月末 見通し
全産業	1.6	4.0	9.0	0.0
製造業	16.7	0.0	8.7	4.2
非製造業	6.0	5.0	9.1	1.0
建設業	20.0	4.0	12.5	4.0
情報通信業	37.5	25.0	22.2	12.5
運輸業	16.7	16.7	0.0	16.7
卸売・小売業	10.0	10.0	0.0	10.0
サービス業	19.2	7.7	29.2	7.7

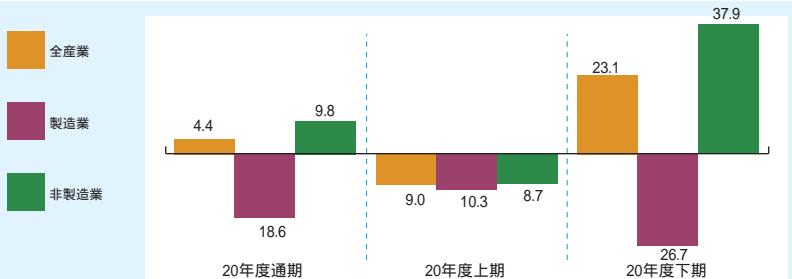
(注) 色字は前回調査時の見通し

売上高20年度は增收見通し
(注)石油・石炭・電気・ガス・水道・金融・保険を除く

(前年同期比増減率:%)

	20年度	上期		下期	
		上期	下期	上期	下期
全産業	7.7	6.1	6.4	6.6	9.0
製造業	6.8	5.7	6.7	4.8	6.8
非製造業	8.0	6.3	6.3	7.0	9.6
建設業	20.2	16.6	8.3	26.5	33.3
情報通信業	18.0	10.3	8.8	6.7	26.7
運輸業	1.8	1.9	1.5	1.6	2.2
卸売・小売業	7.1	6.3	7.5	6.8	6.6
サービス業	1.8	1.6	4.3	4.3	0.7

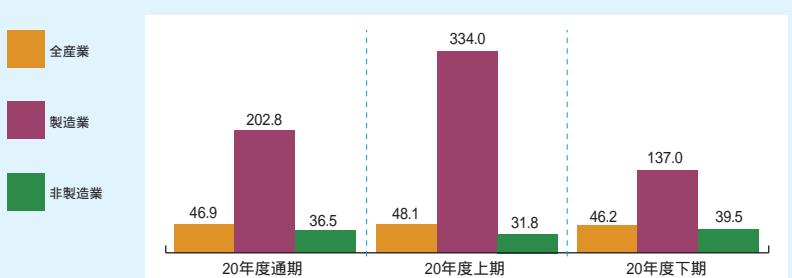
(注) 色字は前回調査結果

経常利益20年度は増益見通し
(注)石油・石炭・電気・ガス・水道・金融・保険を除く

(前年同期比増減率:%)

	20年度	上期		下期	
		上期	下期	上期	下期
全産業	8.0	4.4	9.5	9.0	31.9
製造業	22.3	18.6	17.3	10.3	27.3
非製造業	15.1	9.8	8.0	8.7	49.3
建設業	11.0	26.0	88.4	42.2	41.3
情報通信業	42.1	26.5	11.4	6.7	78.1
運輸業	62.3	58.3	53.2	35.7	赤字転化
卸売・小売業	1.4	0.2	26.0	24.4	26.6
サービス業	40.5	25.9	9.9	1.6	3761.9

(注) 色字は前回調査結果

設備投資20年度は増加見通し
(注)ソフトウェア投資額及び土地購入額は含まない

(前年同期比増減率:%)

	20年度	上期		下期	
		上期	下期	上期	下期
全産業	53.1	46.9	71.7	48.1	42.5
製造業	167.4	202.8	413.9	334.0	45.4
非製造業	43.7	36.5	46.3	31.8	42.3
情報通信業	61.5	70.8	59.0	51.1	62.6
運輸業	10.0	22.3	198.0	153.5	92.0
卸売・小売業	80.4	95.2	86.4	93.6	74.0
サービス業	23.1	2.2	54.2	16.3	58.1

(注) 色字は前回調査結果



同意書交付式

経済産業部

1. 同意書交付式及び地域経済

産業活性化対話

経済産業省では、地方自治体等が策定した新規5件の基本計画について、関係省庁との協議が整ったことから、9月2日に経済産業大臣室において、同意書の交付式及び地域経済産業活性化対話を開催しました。

（受領者）

① 知念 うるま市長

② 仁坂 和歌山県知事

③ 東 北海道空知支厅長

④ 中村 兵庫県尼崎市副市長

⑤ 平田 鹿児島県東京事務所長

【地域経済産業活性化対話】

対話では二階大臣から「皆様のリーダーシップに敬意を表します。経済産業省は、企業立地の促進

Point

二階経済産業大臣は、うるま市長を始めとする地域の代表者に対しても、

企業立地促進法に基づく基本計画の同意書を交付しました。

本号では、当局管内で初となる「うるま市企業立地促進基本計画」についてご紹介いたします。

うるま市企業立地促進基本計画を 経済産業大臣が同意（県内第一号）！

進に全力を挙げており、これまでに140件以上の基本計画と総額1兆2千億円以上が投資されています。」とコメントがあり、知念うるま市長は、「沖縄ＩＴ津梁パーク整備による8千人の新規雇用創出と、もずく生産等の農商工連携を積極的に取り組んでいきたい」と意気込みを表明し、加えて「国土交通省との連携による港湾整備支援をお願いしたい。」と述べました。

2. うるま市における企業立地

うるま市では、5月に「うるま市企業立地促進協議会」を設置し、沖縄県及び地域の関係機関と連携して基本計画を策定しました。

うるま市企業立地促進基本計画の概要

計画のポイント

- ・沖縄県の中部に位置するうるま市では、製造関連産業（主に中城湾港新港地区（特別自由貿易地域）など加工交易型産業、農林水産関連産業、機械等製造産業）、情報通信産業、観光・リゾート関連産業の立地集積を目指す。
- ・今後、立地企業に必要な人材育成や技術支援などを推進し、産業集積及び雇用創出を図る。



1. 集積区域：うるま市
2. 集積業種：
 - 製造関連産業
 - 情報通信産業
 - 観光・リゾート関連産業
3. 集積区域における指定業種に係る成果目標（25年度）
 - 企業立地件数：54社
 - 製品出荷額増加額：977億円
 - 新規雇用創出件数：8,500名
 - 付加価値増加額：330億円
4. 目標に向けた事業環境整備等
 - 企業誘致活動
 - 人材育成事業
5. 企業立地促進協議会
 - うるま市、沖縄県、うるま市商工会、沖縄職業能力開発大学校、沖縄工業高等専門学校、勤おぎなわ健康長寿研究開発センター

【企業立地促進法とは】

企業立地促進法は、地域の特性を活かした企業立地促進等を通じ、地域産業活性化の実現を目指し、昨年6月に施行されました。本法では、国が示す基本方針に基づき、自治体等で構成する協議会が基本計画を作成します。基本計画とは、自治体の「企業立地マニフェスト」で、ワンストップ・サービス等の企業立地支援のための取組を宣言するもので、策定後は、人材育成、減税措置や低利子融資等の優遇措置を受けることが可能となります。

経済産業部

と「機会」を提供する二つの市場

の4章で構成されています。我が国産業の新たな事業展開の「場」と、機会」を提供する二つの市場

Point

経済産業省では、平成20年5月8日、「2008年版不公正貿易報告書～WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策～」を、7月15日に『2008年版通商白書～新たな市場創造に向けた通商国家日本～の挑戦～』を公表しました。

『2008年版通商白書』及び『2008年版不公正貿易報告書』説明会を開催

ネシア、田ブルネイ)についての投資協定(日カンボジア)について紹介します。

経済産業省のホームページに

は、白書及び報告書の全文が掲載されていますので、是非この機会にご覧になってみてはいかがでしょうか。

2008年版通商白書
<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2008/index.html>

2008年版不公正貿易報告書
<http://www.meti.go.jp/report/datta/g80508aj.html>

経済産業部では、今後の沖縄経済における国際化の在り方を考える一助とするため、去る9月19日、経済産業省から通商政策局情報調査課の手嶋洋一氏、通商政策局通商機構部の大崎友和氏の二両人を講師に迎え、当局10階会議室にて説明会を開催しました。

『2008年版通商白書』

第1章 困難に直面する世界経済と「50億人」市場による新たな発展への展望、第2章 世界経済の新たな発展を先導するアジア大市場」の創造、第3章 地球的課題に対応する持続的発展のための市場」に対応する持続的発展のための市場」の創造、第4章 持続的発展を主導するグローバル戦略の構築

を進めて行く上で当面の優先度が高い」と考える案件及び方針を「経済産業省の取組方針」として併せて公表しています。

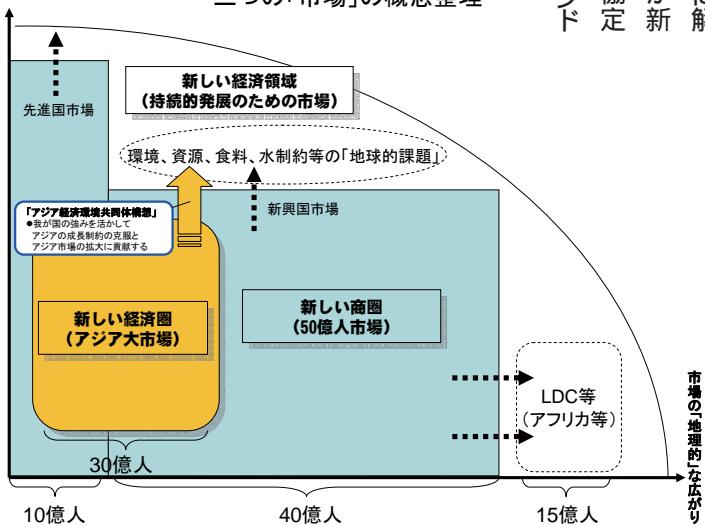
(中国やイハド、ロシアなど世界経済の新たな好循環の原動力となる「50億人市場」、GDPは米国、EU並みに拡大し、世界の経済発展の基盤となる「アジア大市場」、地球的課題への対応を促進する「持続的発展のための市場」)の創造を主導する我が国の国家戦略として、「アジア経済環境共同体」構想の重要性を説明しています。

『2008年版不公正貿易報告書』

不公正貿易報告書は、WTO協定等の国際ルールとの整合性に疑義のある主要国の貿易政策・措置を指摘し、その改善を促す産業構造審議会の年次報告書であり、経済産業省では、今後の通商政策を



市場の「質的」な広がり 三つの「市場」の概念整理



経済産業部

消費者の安全を守るために

～改正特商法・割販法・製品安全四法について～

Point

振り込め詐欺、悪質リフォーム業者、ネットワークビジネス等、手を変え、品を変え、様々な形態の悪徳業者が、高齢者だけではなく、あらゆる世代を狙って近づいています。今回、「規制の抜け穴」を無くすため、これらの事業者に対する取り締まりを強化し、消費者の安全を第一に考え、「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正いたしました。

特定商取引に関する法律や割賦販売法の改正以外でも、消費生活用製品安全法の改正により、長期使用製品安全点検制度が創設されることになり、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについては、保守情報の適切な提供と点検実施体制の整備を製造・輸入業者に求めることや、適切な注意喚起を行うことにより、事故を未然に防止する等の措置を実施します。

訪問販売等における商品・役務は原則すべてを対象とします

規制の後追いから脱却するため、これまでの指定商品・指定役務制を廃止し、訪問販売等では原則すべての商品・役務を規制対象とし、クーリングオフになじまない商品・役務等は規制の対象から除外します。

また割賦の定義を見直し、これまでの「一方月以上かつ3回払い以上」の分割払いのクレジット契約に加え、「一方月以上後の1回払い、2回払い」も規制対象とします。

訪問販売規制を強化します

訪問販売業者に「契約しない旨の意思」を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止します。また、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合、契約後1年間は契約を解除できないこととします（契約者に特別の事情があった場合を除く）。

クレジット規制を強化します

個別クレジット（個品割賦購入あっせん）を行う事業者は登録制とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規定を導入、また、個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止します。

訪問販売事業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行つた場合、個別クレジット契約も解約し、すでに支払ったお金の返還も請求可能になります。

インターネット取引等の規制を強化します

返品の可否・条件を広告に表示していない場合は、八日間、送料を消費者負担で返品（契約の解除）を可能にします。

また、消費者が予め承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信を原則的に禁止（オプトイン規制）し、電子メール広告に関する業務を一括して受託する事業者についても規制の対象とします。オプトイン規制に違反した場合は、行政処分や罰則の対象となり、クレジット会社等に対し、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、カード番号の不正提供・不正取得をした者等を刑事

インターネット取引等の規制を強化します

管内におきましても、製品安全に係る説明会開催や改正法のPRに努めているところですが、契約に際して、システムが理解しづらい、何か変だな?と思われた場合には、独りで考えこまことに、左記の番号までお問い合わせください。

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部
商務通商課消費者相談室
電話 098(862)4373

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部
商務通商課消費者相談室
電話 098(862)4373

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部
商務通商課消費者相談室
電話 098(862)4373

その他

その他に商品を使用していた場合でも、クーリングオフがあった場合、事業者がその対価を原則請求できなくしたり、違反事業者に対する罰則を行う団体を認定する制度の導入、訪問販売協会による自主規制の強化を図る等、消費者の保護を第一に改正が行われました。

開発建設部

備を行っています。
様々な方々の利用に対応した整備を行っています。

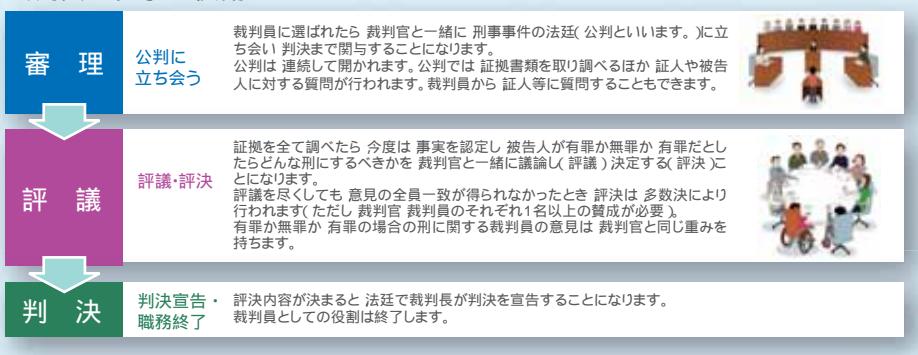
既存施設内に新たに2つの裁判員法廷を確保すると共に、裁判員制度に伴う諸手続きに必要な事務室等を新たに確保します。

また、既存施設内に新たに事務室等を確保することで消失した既存スペースの確保が必要となることから、既存棟に隣接した場所に増築を行っています。増築施設内には、オストメイト対応のトイレや、高齢者・障害者の方々に配慮したエレベーター設備を設けると共に、敷地入口付近には視覚障害者の方々の来庁に配慮したインターホンを設置するなど、様々な方々の利用に対応した整備を行っています。

裁判員制度について
裁判員制度とは、刑事裁判のうち、殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪などの重大な犯罪の疑いで起訴された事件を対象に行われます。この裁判に国民のみなさんから選ばれた裁判員が参加する制度です。

裁判では原則として裁判員6名と裁判官3人がひとつの事件を担当します。裁判員は、刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、裁判官と協議して被告人が有罪か無罪かを判断します。

裁判員の仕事や役割



増築棟完成予想図

施設概要

場所 / 沖縄県那覇市樋川1丁目14-1

整備対象 / 那覇地方裁判所

敷地面積 / 7 648m²

延床面積 / (増築棟) 1 071m²

(既存棟) 7 800m²

規模構造 / (増築棟) 地上3階、鉄骨造

(既存棟) 地上3階、鉄筋コンクリート造

Point

平成21年5月から新たに導入される裁判員制度の開始に伴い、那覇地方裁判所の既存施設を改修・増築し、新たに求められる機能の確保と、健全な施設機能の維持を目的とした施設整備を行っています。

裁判員制度に向けた施設整備

～新たな機能確保と利便性の向上～

「西原町乗合タクシー・バス運行実証実験」実施中！

（平成20年度公共交通活性化総合プログラム）

Point

西原町では、平成20年9月1日から、西原マリンパークとモノレール首里駅を約30分で結ぶ「西原町乗合タクシー・バス運行実証実験」を実施し、今後の地域住民の公共交通の確保方策を調査・検討していきます。



平成20年9月1日から、「西原町乗合タクシー・バス運行実証実験」が実施されています。この実験は、平成20年度公共交通活性化総合プログラムを活用し、西原町池田・小波津地域と西原マリンタウン内の西原町地区の住民の公共交通の確保方策を調査検討することを目的とし、ジャンボタクシーと小型バスにより、西原マリンパークから役場、商業施設、小波津団地、池

田ハイツ、小学校、公民館などの西原町内の主要施設を経由してモノレール首里駅を約30分で結ぶ運行ルートが設定されています。

従来、西原町池田・小波津地域は、那覇市近郊の新興住宅地でありながら、路線バスの運行がない「公共交通空白地域」であったため、住民の通勤・通学や通院などの日常生活の移動に支障が生じていました。また、

中城湾港マリンプロジェクトの西原町地区も、住宅建設が開始された平成15年以来、西原マリンタウン内に新しい街が誕生しつつある一方、現在のバス路線は住民の通勤・通学や通院など

分なものでした。

このため、西原町は、平成19年度公共交通活性化総合プログラムを活用した「西原町の公共交通空白地域における生活交通の確保方策調査」の結果を踏まえ、平成20年6月25日に「西原町地域公共交通会議」を設置し

同年7月30日に今回の運行実証実験の実施が決定されました。

運輸部では、同会議での検討に積極的に参画し、道路運送法等の専門的知見を有する立場から、

運行計画や運行ルートの設定などを、様々な助言・指導・調整を行ってまいりました。

今後は、同会議において、今回実験での利用状況を踏まえて本格的な運行の検討が進めら

れていくこととなっています。

公共交通に関するアンケートの概要

調査対象 / 西原町内の池田・小波津・兼久の3地域住民と、兼久地域周辺に位置する東崎工業団地就業者
調査日 / 《地域住民を対象としたアンケート》 平成19年11月1日(水)～平成19年11月30日(金)
《工業団地就業者を対象としたアンケート》 平成19年12月14日(金)～平成19年12月21日(金)
調査方法と回収状況 / 《地域住民を対象としたアンケート》 配布数：2,746件、回収数：729件、回収率：26.5%
《工業団地就業者を対象としたアンケート》 配布数：250件、回収数：136件、回収率：54.4%

設問「日常の移動の中での問題点」での回答割合

通勤・通学の際の移動が不便である 高校生:81.3%、大学・専門学校生:60.0%、中学生:71.4%、小学生:61.9%

買い物の際の移動が不便である 70歳以上:30.5%、60歳以上:26.0%

設問「新たな公共交通が導入された場合の利用意向」での回答数

自宅から停留所までの距離が近ければ利用したい 336件(1位)

利用運賃が既存のバスと同等程度(初乗140円)であれば利用したい 335件(2位)

設問「新たな公共交通が導入された場合の利用意向(目的地)」での回答数

モノレール首里駅 450件(1位) サンエー西原シティ 244件(2位) 西原町役場 81件(3位) 西原マリンパーク 77件(4位)

主な
アンケート
結果

総務部

消費者が良い商品・サービスを安心して選べる
環境を守るために取組

消費者なら誰もがより良い商品やサービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示(あらゆる広告その他の表示)や過大な景品付き販売が行われると、消費者にとって適正な商品やサービスは選びにくい環境となってしまいます。また、このような不当表示や不当景品によって商品やサービスが選ばれてしまうと、本来、行われるはずの品質や価格による公正な競争も働きません。そこで、公正取引委員会は消費者の適正な選択を妨げる不



講 師

当表示や不当景品について「景品表示法」に基づき規制し、違反行為者に対して排除命令を行うなど、厳正に対処して

います。

公正取引室は同法違反行為の未然防止を図る観点から、業界団体等の景品表示法に関する講習会等に積極的に講師を派遣しており、去る7月25日に那覇商工会議所において沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会会員を対象に、また、8月22日には沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザにおいて沖縄県食肉公正取引協議会会員を対象に景品表示法及びその運用状況について説明を行いました。

参加した事業者からは景品表示法への理解を深めるべく活発な質問等がありました。

なお、当室では、広く県民の皆様から商



会場の様子

品やサービスに関する不当な表示等の情報を受け付けています。

○景品表示法に関する申告・相談窓口

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎6階
TEL.098-866-0049

経済産業部

「NSPA 2008 OKINAWA
—国際的なスパに関する会議と展示会—」開催

左から、那覇市大嶺経済観光部長、宜野湾市伊波市長、沖縄県仲田觀光商工部長、NSPA岡田理事長、沖縄総合事務局市原経済産業部長、アジア・ジャパン・スパ＆ウェルネスカウンシル サマンサ・フォスター会長、OKINAWA型産業振興プロジェクト推進ネットワーク 翁長会長

2008年9月7日(日)、8日(月)、沖縄コンベンションセンターにて「NSPA 2008 OKINAWA」が開催されました(主催:NPO法人日本スパ振興協会(NSPA)、共催:沖縄総合事務局経済産業

部、OKINAWA型産業振興プロジェクト推進ネットワーク)。スパとは、水の利用を基本とした健康と美を総合的に提供する施設やサービスを意味します。近年のストレス社会や健康ブームを背景に、世界的にスパの人気が高まっており、特に国内有数のリ

ゾート地である沖縄では、スパ施設は国内最大の伸びを示しています。温暖な気候と豊かな自然、独特の歴史・文化を有するなど、スパに適した多くの要素を持つ沖縄を国内外に発信し、沖縄の観光振興及び日

本のスパ産業発展に貢献することを目的に、本イベントは初めて沖縄で開催されました。

2日間、27のセミナーの開催の他、スパで利用する化粧品やトリートメント用機器等の展示会が、国内外の48企業・団体の出展により行われました。県内からは、OKINAWA型産業振興プロジェクト推進ネットワーク会員企業を中心に10社が出展し、特に月桃やシークワーサーなど沖縄の素材を使ったマッサージオイルによるハンドトリートメントなどの無料体験コーナーが人気で、2千名を超える来場者でにぎわいました。



ハンドトリートメントの様子

局の動き

経済産業部

うるま市「新エネルギー等導入促進セミナー及び現地研修会」を開催 －沖縄県中・北部地域における新エネルギー等導入促進に向けて－

新エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策としてCO₂の排出削減に大きく貢献することが期待されております。経済産業部では、うるま市、(独)新エネルギー産業技術総合開発機構との共催により新エネルギー等導入に積極的なうるま市において、8月25日(月)～26日(火)にかけて、沖縄県中・北部地域における新エネル

ギー等の導入を促進するため「新エネルギー等導入促進セミナー及び現地研修会」を開催しました。

1日目のセミナーにおいては、「新エネルギー政策の新たな方向性」と題して国立大学法人東京工業大学統合研究院 柏木孝夫教授(経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会長)による

基調講演を始め、地元うるま市で展開されている新エネルギー取り組み事例等について発表して頂きました。地元うるま市の職員・市議会議員・NPO等団体等職員を中心におき、新エネルギーに関心のある中・北部地域の方々約130名の参加者がありました。



基調講演 柏木孝夫教授

また、2日目の新エネルギー利用等に係る現地研修会では、50名の参加者を得てうるま市において取り組まれている中部北環境施設組合の廃棄物発電施設及び沖縄電力(株)の風力発電施設等を訪問し現地研修を行いました。



会場風景(石川地域活性化センター舞天館)

運 輸 部

沖縄県で初めて「沖縄EST創発セミナー」を開催しました

～クルマに頼り過ぎない、公共交通や自転車・徒歩などで
まちのどこへでも快適に移動できるまちづくりにむけて～

平成20年9月22日、那覇市ぶんかテンブス館4階テンブスホールにて、交通工コロジー・モビリティ財団、EST普及推進委員会、那覇市と共同で、「沖縄EST創発セミナー」を開催しました。

今回のセミナーは、「2008なはモビリティウィーク&カーフリーデー」と連携したイベントとして開催されました。セミナーでは、当部紹野企画室長から「運輸部門の地球温暖化対策と環境的に持続可能な交通(EST)の現状について」を報告とともに、名古屋大学大学院の加藤博和准教授から「環境的に持続可能な交通(EST)とは何か?どうすれば実現できるのか?」の講演、カーフリーデー・ジャパンの谷田貝哲氏から「国内外のモビリティウィーク&カーフリーデーの現状について」の講演、那覇市都市計画部知花副参事から「那

覇市における誰もが移動しやすいまちづくりに向けた取り組みについて」の講演がありました。

また、報告・講演者と参加者を交えた意見交換が行われ、「欧米のように赤字バス路線を公的補助で維持するべきではないか」、「レンタカー利用が多い観光客に対するEST対策はどう考えるべきか」、「自家用車の便利さに慣れすぎている沖縄で、いかにESTを実施していくか」など、有意

義な意見が交わされました。

今回のセミナーを契機に、沖縄の地方自治体、交通事業者、一般企業、市民団体などの皆様が、EST社会の実現に向けて長期的な視野を持つとともに、地球温暖化防止など地球環境の改善を目指す交通対策として、公共交通機関の利用促進や快適なまちづくりに向けた様々な取り組みを積極的に実践していくことが期待されます。



加藤博和准教授による講演



熱心に講演を聴く参加者

財務部

金融庁業務説明会開催 ～金融行政と地域金融を巡る動向～

9月2日、金融行政に対する理解を深めてもらうことを目的に、那覇第2地方合同庁舎において当局主催による「金融庁業務説明会」が開催され、金融・保険・証券業界などから約120名の方々が出席されました。

業務説明会では、金融庁総務企画局の飛田参事官から、「金融行政と地域金融を巡る動向」と題して、「中小企業金融の円滑化は金融機関の重要な役割の一つである。金融機関は適切なリスク管理の下、資

金供給の一層の円滑化に努めつつ、財務の健全性を維持していくことが重要である。金融の円滑と健全性の確保という二つの要請を満たすことが金融機関に求められている。」などの説明がありました。

また、その後地元金融機関トップとの意見交換会が行われたほか、商工団体や中小企業者を訪問し、業況や資金繰りの現況などについての意見交換や株券電子化など金融庁施策の広報を行いました。



講師



会場の様子

農林水産部

「お米の日にちなんだパネル展」を開催

農林水産部では、沖縄県、那覇市食生活改善推進協議会との共催により、去る8月18日(月)～20日(水)の3日間、当局1階にある行政情報プラザにおいて、「お米の日にちなんだパネル展」を開催し、約170名の方々が来場されました。

例年は沖縄県庁1階県民ホールにおいて開催していましたが、今年3月に沖縄総合事務局新庁舎が完成したこともあり、当局行政情報プラザでの開催となりました。

このパネル展は、ごはん食は様々な食材との相性がよく、栄養バランスが優れており、生活習慣病の予防にも役立つといわれていることから、ごはん食の良さを消費者の方々に紹介することを目的として行つたものです。

パネル展では、「ごはんで肥満を防ぎまし

ょう!」等のお米に関するパネルを展示するとともに「知っていますか?私たちのごはん!」、「沖縄版食事バランスガイド」等のパンフレットの配布も行いました。

那覇市食生活改善推進協議会からは、カロリーや脂肪分が表示された「沖縄そば」、「そーめんチャンブリー」等のフードモデルの展示と併せて、内臓脂肪等の測定が実施され、同協議会の推進員から食生活改善に関するアドバイスが行われました。

また、パネル展初日には、沖縄県米穀卸売業者会より提供いただいた沖縄県産(石垣産ひとめぼれ・新米)おにぎりをアンケートに答えた方に試食して頂き好評でした。

パネルを通して、ごはん食の良さや沖縄県産米のPR、食育の推進をすることができました。



行政情報プラザで開催されたパネル展



会場を訪れた親子づれ

運輸部

平成20年度船員労働安全衛生月間の実施

本年度も船員災害の減少と船内における安全で快適な作業環境、居住環境の実現を目指して9月1日～30日の1ヶ月間を船員労働安全衛生月間とし、「小さな指摘で大きな成果、明日の未来へ安全航海」をスローガンに月間中、各種の行事を開きました。

まず、9月1日(月)に沖縄県水産会館において船員、船舶所有者、関係機関等多数の参加のもと船員災害防止大会を開催しました。大会では、心を新たにして、船員の災害の絶無と健康の維持を目指した日々の活動を推進していくこととする大会宣言がなされ、船員労働安全衛生功績者表彰として長年、安全衛生活動に取り組んで

いる東亜運輸株式会社の國仲武氏に表彰状を授与しました。

この後、「効率から幸運UP!へ～励まし屋のセルフコーチング入門」という演題でライフコーチ・音楽家の紀々氏による特別講演が行われました。

その他、会場には作業用救命衣、安全靴、救命浮環等、船員の保護具の展示場も開設され、年々機能が増している保護具に参加者の関心が集まりました。

また、月間中は訪船指導員が県内各港に停泊中の船舶を訪れ、海中転落事故を防ぐための舷梯(岸壁と船舶を結ぶ梯子)の設置状況、転倒防止のための床面等の安全等についての点検指導を行いました。



～会長あいさつ～



～特別講演の様子～

なかゆくい

シリーズ 4.

こだわり農産物のお話



最近、スーパー、青果店で販売されている農産物にJAS法に基づく「名称」、「原産地」表示の他に特別な栽培方法により生産されたことを示す有機JASマーク、特別栽培農産物の表示、エコファーマーマークを見かけることがあります。そこで、これらのマークや表示についてそれぞれの意味、内容などについて説明します。これらの「こだわり」マーク・表示のついた農産物について理解を深め、買い物の際の参考にしていただければと思います。

有機JASマーク、特別栽培農産物の表示、エコマークについてご存じですか？



たい肥等で土作りを行い、種まき又は植付け前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない田畠で栽培する。

栽培期間中も禁止された農薬・化学肥料は使用しない。

遺伝子組換え技術を使用しない。

JAS 規格（日本農林規格）の1つに「有機農産物の日本農林規格」が定められています。この規格では、有機農産物の生産の原則と生産方法の基準及び名称の表示方法を規定しています。なお、生産方法の基準のポイントとして、次の3つがあります。

「有機JASマーク」について

(2) 有機JASマークを貼付するには?



なお、一有機 JA-S マークが付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又は「これと紛らわしい表示をすることはできません。

たマークです。農薬や化学肥料などの化学物質には頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物や畜産物のほか、これらを原料とした加工食品にも付けられています。

(3)有機JASマークを貼付することになっています。

を受けた有機農産物の生産者は、生産の記録等に基づいて自ら生産した農産物を格付けし、

び実地検査を行い、条件を満たしている場合「認定事業者」として認定します。そして、認定

金でされた
農業生産者認定申請書

(2) 有機 JAS マークを貼付するには?

栽培責任者の氏名又は名称、
住所及び連絡先
確認責任者の氏名又は名称、
住所及び連絡先
を表示することになつていま
す。

「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示して
容は?

の二の要件を双方満たす栽培方法により生産された農産物をいいます。

化学肥料の窒素成分量が5割 以下

肥料の使用状況)に比べて、
節減対象農薬の使用回数が5割以下

の農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に用ひつてゐる節減対象農薬及び化

(1) 特別栽培農産物とは?

N a k a y u k u i

農林水産省新ガイドラインによる表示														
特別栽培農産物														
節減対象農薬: 当地比5割減 化学肥料(窒素成分): 当地比5割減 栽培責任者 ○○ ○○ 住所 ○○県○○市○○ 連絡先 TEL 098(000)0000 確認責任者 △△ △△ 住所 △△県△△市△△ 連絡先 TEL 098(000)0000														
節減対象農薬の使用状況														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用資材名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>△△△</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>			使用資材名	用途	使用回数	○○○	殺菌	1回	△△△	殺虫	2回	□□□	除草	1回
使用資材名	用途	使用回数												
○○○	殺菌	1回												
△△△	殺虫	2回												
□□□	除草	1回												

なお、について、農薬等不使用の場合は、事実に即して「農薬・栽培期間中不使用」、「節減対象農薬・栽培期間中不使用」、「節減化学肥料(窒素成分)・栽培期間中不使用」と表示します。

また、節減対象農薬を使用した場合は、使用状況を表示することになっています。この表示が、容器・包装などに表示できない場合は、インターネット等の情報の入手方法を表示するところになっています。



「エコファーマー」マークについて

(1) エコファーマーとは?

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式(土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一體的に行う生産方式)

を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のことです。

(2) エコファーマーマークの使用方法は?

エコファーマーマークは、工芸ファーマーに限り使用できることになっており、導入計画に基づき生産された農産物に添付するシール・容器包装・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に使用できることになります。

(3) エコファーマーマークの意味は?

「eco」の文字と「地球」をモチーフに持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者の積極的な姿勢と広がりをアピールしています。「笑顔」は地球環境へのやさしさや農産物の「安心感」、「親しみやすさ」を表しています。



(参考) 沖縄における認定件数

有機認定事業者	19件(平成20年6月30日現在)	* 1
特別栽培農産物	68件(平成20年2月15日現在)	* 2
エコファーマー	262件(平成20年3月末)	* 3

(件数: * 1,3 は農林水産省ホームページ、* 2 は沖縄県ホームページから)



起工式

「沖縄IT津梁パーク」の整備始まる

沖縄県が国内外の情報通信産業の一大拠点の形成を目指すビッグプロジェクト「沖縄IT津梁パーク」。去る、平成20年10月14日に、建設予定地のうるま市にて、起工式がとりおこなわれました。本記事では、当パークについてご紹介します。

IT津梁パークとは

IT津梁パークは、沖縄県が一部国の補助を受け、うるま市・洲崎の中城湾港新港地区に整備を進めている事業で、敷地面積は約17・3ヘクタール。東京ドーム約13個分に相当する広さです。

当パークの完成により、沖縄IT産業の高度化・集積や、アジア諸国との津梁（架け橋）機能を生かした相互ビジネスの拡大が期待されています。

建設予定地のうるま市にて、起工式がとりおこなわれました。本記事では、当パークについてご紹介します。

沖縄県が国内外の情報通信産業の一大拠点の形成を目指すビッグプロジェクト「沖縄IT津梁パーク」。去る、平成20年10月14日に、建設予定地のうるま市にて、起工式がとりおこなわれました。本記事では、当パークについてご紹介します。

各施設の機能

当パークは、中核支援施設と民間施設（オフィスビル）から構成されます。

中核支援施設は、IT津梁パークのフラッグシップ施設として、ASP・レンタル配信センター、「ピキタス特区センター」、オフショア・アセンターなど民間IT業務をサポートする機能のほか、会議室、研修室、食堂、売店、保育所などの共用施設が備わります。平成21年度までに2棟が建設されます。

易地域内に建設されおり、また周辺には製造業やバイオ産業等の集積が進んでいることから、今後IT産業との連携による産業の成長が期待されます。

当パークは、沖縄特別自由貿易地域内に建設されおり、また周辺には製造業やバイオ産業等の集積が進んでいることから、今後IT産業との連携による産業の成長が期待されます。

年の完成を目指しています。

本パークに関するお問い合わせ

（本記事の内容は予定であり、今後の国・県の財政事情等により、変更される場合があります。）

2503） 沖縄県観光商工部情報産業振興課（電話098・866・2503）

受けることになります。

域の税制優遇措置や、企業立地促進法に基づく支援措置も受けられます。

平成21年3月までに、中核支援施設A棟及び民間施設4棟の建設を行い、一部は、同年4月から供用開始される予定です。

IT津梁パーク全体は、平成23

整備スケジュール

IT津梁パークは、沖縄県が一部国の補助を受け、うるま市・洲崎の中城湾港新港地区に整備を進めている事業で、敷地面積は約17・3ヘクタール。東京ドーム約13個分に相当する広さです。

当パークの完成により、沖縄IT産業の高度化・集積や、アジア諸国との津梁（架け橋）機能を生かした相互ビジネスの拡大が期待されています。

民間施設は、入居を希望する民間企業等に対して県から貸与されます。主にソフトウェア開発企業やデータセンター、コールセンター等の入居が期待されています。平成22年度までに13棟が建設されます。

民間施設は、入居を希望する民間企業等に対して県から貸与されます。主にソフトウェア開発企業やデータセンター、コールセンター等の入居が期待されています。平成22年度までに13棟が建設されます。

また、うるま市は、沖縄振興特別措置法に基づく情報通信

（本記事の内容は予定であり、今後の国・県の財政事情等により、変更される場合があります。）

2503） 沖縄県観光商工部情報産業振興課（電話098・866・2503）



完成予想図

IT津梁パーク



11月は下請取引適正化推進月間です。

親事業者と下請事業者との取引（下請取引）については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為などのルールが定められています。国では、定期的に下請取引の実態を調査するなど、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買いたたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び
製品若しくは情報成果物の品質若しくは
性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び
発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、
技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法
その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進

平成20年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

「下請法 知らなかつたじゃ すまされない」
守って築く会社の信用

11月は下請取引適正化推進月間です。この期間内には、全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業局で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

総務部 公正取引室 Tel098-866-0049
経済産業部 中小企業課 Tel098-866-1755

お詫びと訂正

関係者の皆様に対し、
ご迷惑をおかけしました。
訂正してお詫び致します。

2008年9月・10月号群星【正誤表】 5P 資料

誤) 首里城公園開園 (H2年)
正) 首里城公園開園 (H4年)

2008年
漁業センサス
平成20年11月1日実施

漁業センサス

ご協力をお願いします！

さかなクン

調べます！
日本の水産業

農林水産省

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。